

北海道選挙管理委員会告示第23号

令和5年4月9日執行の北海道知事選挙及び北海道議会議員選挙について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第56条の規定により、一般の投票期日によらない投票区及びその投票区の投票期日を次のとおり定める。

令和5年3月31日

北海道選挙管理委員会委員長 石塚正寛

市区町村名 (留萌振興局管内)	投票区名	投票期日
羽幌町	第7投票区	令和5年4月7日
同	第8投票区	同